旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金

御案内（令和 7 年度受付分）

1　補助金の目的

旭川市内の中小企業者のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに，経営の脱炭素化に向けた取組を促進するため，自社の温室効果ガス（Green House Gus。以下「GHG」という。）排出量を算定・把握するサービス（以下「可視化サービス」という。）の利用に要する経費の一部を補助するもの。

2　補助対象事業者

本市内で事業を営み、自社(市内の事業所に限る)に可視化サービスを導入する中小企業者※1

※1　中小企業者の定義（中小企業基本法第 2 条第 1 項より）

業種	従業員規模・資本金総額
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

3　事業内容

（1）補助対象経費

○　可視化サービスの月額使用料※1,2

※1　初期費用，Scope3 の算定などに係るオプション料金，コンサルティング料金など，Scope1･2 の算定・把握に係るシステムの月額使用料以外の経費は補助対象外

※2　12 か月以上連続して可視化サービスを利用し，12 か月分のデータを市に提供すること

（2）補助金の上限額

○　補助対象となる月額使用料について，1 か月当たり 1 万円を上限に最大 6 か月分を交付する。（＝6 万円/事業者/年度）

（3）補助対象の期間

○　契約期間に令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日が含まれる場合　→6 か月分

○　契約期間に令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日が含まれる場合→5 か月分

○　契約期間に令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日が含まれる場合→4 か月分

（無料期間は除くものとし、契約期間または使用予定期間が当該期間に該当するものを補助対象期間とする。）

4　提出先及び提出方法

全ての提出書類は以下の提出先及び提出方法により御提出ください。

（1）提出先

〒070-8525　旭川市 7 条通 9 丁目 48 番地　総合庁舎 5 階
旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当
TEL：0166-25-5350 ｜ FAX：0166-26-7654 ｜ E-mail：kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp

（2）提出方法

ア　押印する場合

全ての様式，書類を印刷の上，上記提出先へ郵送又は持参してください。

イ　押印を省略する場合

各様式の最下部にある担当者職氏名を記入の上，以下のフォームから御提出ください。

(a) 提出フォーム　https://logoform.jp/f/wkyBF

※　交付申請における提出書類のうち，以下の書類は原本の提出が必要です。お手数ですが，上記提出先まで郵送又は持参にて御提出ください。

・法人の登記事項証明書
・旭川市税の滞納が無いことの証明書
・様式第 2 号（誓約書）

5　交付申請について

（1）受付期間

令和 7 年 9 月 1 日(月)　～　令和 7 年 10 月 31 日(金)

※　交付申請の合計額が予算上限（150 万円（25 者程度））に達し次第、受付を終了します。
※　受付期間については予算の執行状況により変更する場合があります。

（2）提出書類

申請日以前に可視化サービスの提供事業者と可視化サービス利用に関する契約を締結し，**「（1）受付期間」に記載の期間内**に次の書類を御提出ください。

○　補助金交付申請書（様式第 1 号）
○　可視化サービスの仕様が確認できる資料

- ○　可視化サービスに係る提供事業者との契約内容が確認できる資料（契約書の写し）
- ○　可視化サービスに係る提供事業者との契約金額の内訳が確認できる資料
- ○　法人の登記事項証明書（全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）。3 か月以内に取得したもの）（個人事業主にあっては個人事業の開業届出書の写し及び直近の所得税の確定申告書の写し）
- ○　旭川市税の滞納が無いことの証明書（3 か月以内に取得したもの）
- ○　誓約書（様式第 2 号）

※　その他，必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

6　実績報告について

（1）提出期限

補助対象期間の終了後 30 日以内　又は　令和 8 年 2 月末日まで　のいずれか早い日まで

（2）提出書類

- ○　実績報告書（様式第 8 号）
- ○　補助対象期間分の補助対象経費の支払を証明する書類（領収書又は振込実績が分かる書類）
- ○　補助対象期間分の GHG 排出量の算定結果の詳細資料
  →月ごと，燃料種ごとの使用量，GHG 排出量が分かる資料

※　その他，必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

7　補助金請求について

（1）提出期限

市から補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）の交付を受けた後，速やかに

（2）提出書類

- ○　補助金交付請求書（様式第 10 号）

（3）補助金の支払時期

適法な補助金交付請求書の提出をいただいた後，30 日以内に指定口座に振り込みます。

8　結果報告について

（1）提出期限

可視化サービス提供事業者から補助対象期間を含む１２か月分の可視化データを受領次第（月締めの場合は、１２か月目の可視化データを受領した日）速やかに

（2）提出書類

- ○　結果報告書（様式第 11 号）

○　GHG 排出量の算定結果の詳細資料
　　→月ごと，燃料種ごとの使用量，GHG 排出量が分かる資料

※　その他，必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

（3）留意点

結果報告書を提出できない場合や結果報告書の内容と申請内容等に不整合がある場合などにおいて，補助金の交付を取り消し，補助金の返還を命じることがあります。

9　関係書類の保管

補助金の交付を受けた年度の終了後，5 年間，関係書類を保管してください。

（例：令和 7 年度に交付を受けた場合，令和 12 年度末まで保管）

10　手続のフロー図